プロジェクト　ASAF 対応

項目　2026 年 11 月 ASAF 会議における ASBJ の対応方針

I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）においてご審議いただく事項についてご説明することを目的としている。

II. 2026 年 11 月開催 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）への対応

ASAF 会議における議題

2. 2026 年 11 月 30 日及び 12 月 1 日にロンドンで開催予定の ASAF 会議では、以下の議題について議論することが予定されている。

議　題	発表者	予定時間	参照ページ
IFRS 第 9 号の適用後レビュー ― ヘッジ会計	IASB	60 分	1
資本の特徴を有する金融商品	IASB	90 分	2
無形資産	IASB	90 分	3
キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	IASB	120 分	4
企業結合―開示、のれん及び減損	IASB	90 分	5
持分法	IASB	90 分	6
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	IASB	15 分	7

各議題の対応方針

3. 前項に記載した各議題について、議題の概要、ASAF 会議での質問事項及び ASBJ の対応方針は、以下のとおりである。

（IFRS 第 9 号の適用後レビュー ― ヘッジ会計）

議題の概要

4. 本セッションでは、IASB スタッフが情報要請「IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の適用後レビュー ― ヘッジ会計の要求事項」（以下「本情報要請」という。）の公表について報告

し、本情報要請に示された質問項目について、ASAF メンバーからの初期的なフィードバックを求めるとされている。

ASAF 会議での質問事項

5. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

(1) IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)におけるヘッジ会計の要求事項について、法域内の利害関係者からどのような初期的なフィードバックが寄せられているか。

(2) IFRS 第 7 号「金融商品：開示」におけるヘッジ会計の開示要求について、法域内の利害関係者からどのような初期的なフィードバックが寄せられているか。

(3) その他の事項について意見や質問があるか。

6. 前項(1)及び(2)の回答に際しては、次の事項を含めるものとされている。

(1) フィードバックを寄せた利害関係者が属するグループ(例えば、財務諸表の作成者、利用者など)

(2) 識別された問題の広がりの程度及び影響を受ける業種や企業の種類(可能な場合には、その具体例)

ASBJ の対応方針

7. 本議題については、第 587 回企業会計基準委員会(2026 年 11 月 2 日開催)、第 264 回金融商品専門委員会(2026 年 10 月 29 日開催)及び第 84 回 IFRS 適用課題対応専門委員会(2026 年 11 月 9 日開催)における審議の状況を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

(資本の特徴を有する金融商品)

議題の概要

8. 本セッションでは、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」における提案のうち、分類に関する IASB の暫定決定において、ASAF メンバーからのフィードバックがどのように考慮されたかについて、IASB スタッフから報告があるとされている。また、IASB が最終基準を作成するにあたり、留意すべき追加的な考慮事項又は意図しない影響があるかどうかについて、ASAF メンバーの見解を求めるとされている。

ASAF 会議での質問事項

9. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

IASB が最終基準を作成するにあたり、留意すべき追加的な考慮事項又は意図しない影響があるかどうかについて、何か意見はあるか。

ASBJ の対応方針

10. 本議題は、第 168 回 ASAF 対応専門委員会（2026 年 11 月 18 日開催予定）において審議を行う予定であり、ASAF 会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

（無形資産）

議題の概要

11. 本セッションでは、テストケースに基づく無形資産の定義及び認識の要求事項のいくつかの側面に対する潜在的な変更を検討するワークストリームについてさらに議論するとともに、これらの提案による意図しない影響、特により広範囲な無形資産への影響について、ASAF メンバーの意見を求めるとされている。

ASAF 会議での質問事項

12. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

無形資産の定義及びそれを支える要求事項の考え得る変更（SaaS のテストケース）－影響

(1) 次に関連する契約を含む、より広範囲の知的財産（IP）のライセンス供与契約に対する提案モデルの適用可能性について意見はあるか。

① 伝統的な IP（例えば、放送権、出版物又は特許）

② 新しいタイプの IP 又はそれらにアクセスする若しくはそれらを使用する新たな方法（例えば、AI 関連のアプリケーション又はデータ）

(2) 提案モデルの適用により、一部の事例において意図しない影響となる可能性があると考える場合、そのような事例及び懸念についての理由を説明されたい。

無形資産の認識（アジャイルソフトウェア開発のテストケース）

(1) 次の項目に関する IASB スタッフの分析について質問又はコメントはあるか。

① 会計単位[1]

② 研究局面と開発局面とを区別する2つのフェーズ・モデル[2]

③ 6つの認識規準（その規準を適用する際の困難さは、アジャイルソフトウェア開発に固有のものか、又は規準を適用する際に生じるより広範な困難さを反映するものかを含む。）

(2) IASBスタッフは、異なる見解及びオプションの潜在的影響を正しく評価しているか。また、次を含むより広範囲の無形資産について意図しない影響として見込まれるものがあるか。

① 医薬品開発のような、伝統的な無形資産

② AI関連のアプリケーションやデータのような、新しいタイプの無形資産

ASBJの対応方針

13. 本議題は、第168回ASAF対応専門委員会（2026年11月18日開催予定）において審議を行う予定であり、ASAF会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

（キャッシュ・フロー計算書及び関連事項）

議題の概要

14. 本セッションでは、以下の点について、ASAFメンバーからの意見を求めるとされている。

(1) キャッシュ・フローを営業活動、投資活動及び財務活動に分類するための要件について、一貫した適用の改善（特に、IASBが提案する非資金取引に関する開示が、分類に関する追加の要求事項を設けることなく、特定の取引に関する十分な透明性を投資家に提供するか）

(2) 提案内容を公開草案としてまとめる上で、考えられるアプローチ

ASAF会議での質問事項

15. ASAFメンバーに対する質問は、次のとおりである。

非資金取引の開示及び関連する分類の論点について

[1] ASAF会議のAP3Bのスライド7から9及び18から25に示されている。
[2] ASAF会議のAP3Bのスライド11から12及び26から32に示されている。

(1) 2026 年 11 月の資本市場諮問委員会（Capital Market Advisory Committee）及び世界作成者フォーラム（Global Preparers Forum）におけるフィードバックに関して IASB による口頭でのアップデートに対して、質問や意見はあるか。

(2) 仮に IASB が暫定決定した項目[3]以外に追加の要求事項を提案しなかった場合、非資金取引の開示から生じる 3 つの報告上の論点[4]について、IASB が検討すべき具体的な事項はあるか。

公開草案の形式について

(1) 経営者が定義した業績指標並びに集約及び分解の要求事項の記載場所について、IASB スタッフが識別した事項に加えて検討すべき事項を識別しているか。

(2) IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」におけるその他の要求事項の記載場所に関する選択肢について、IASB スタッフが識別した事項に加えて利点又は欠点を識別しているか。

(3) 公開草案の形式に関して、他に IASB スタッフが検討すべき事項はあるか。

ASBJ の対応方針

16. 本議題については、第 81 回ディスクロージャー専門委員会（2026 年 11 月 16 日開催）において審議を行っており、ASAF 会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

（企業結合―開示、のれん及び減損）

議題の概要

17. 本セッションでは、企業結合後の業績に関する情報の開示における諸側面について、ASAF メンバーからの意見を求めるとされている。

ASAF 会議での質問事項

18. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

「マネジメント・アプローチ」又は「指標を指定するアプローチ」のいずれかを適用して、事後の業績に関する情報の開示を要求することについて、意見はあるか。また、これら 2 つのアプローチのどちらを支持するか。なお、回答に際しては、次の事項について

[3] ASAF 会議の AP4A のスライド 5 に示されている。
[4] ASAF 会議の AP4A のスライド 6 に示されている。

検討し、フィードバックを提供するものとされている。

「マネジメント・アプローチ」

(1) 「取得日における主要目的が満たされつつあるかどうかを判定するためにレビューされている」情報を企業が 2 年間にわたって開示することについて、実務上可能と考えるか。

(2) 貨幣単位で表示されていない事後の業績に関する情報を開示することを企業に要求することについて、懸念があるか。

「指標を指定するアプローチ」

(1) 購入価格の配分に伴う調整（以下「PPA 調整」という。）の影響を除外するよう企業に要求すべきか。除外を要求する場合、どのような種類の PPA 調整を除外すべきか。

(2) 結合後企業の情報に関する適用指針を IASB が提供すべきか。この場合、以下の点についてはどうか。

① 有用な趨勢情報を提供するためには、適用指針にはどのような内容を規定すべきか。

② ①の規定（例えば、シナジー効果を織り込まないこと）に基づき、結合後企業に関する情報を提供することは実務上可能か。

また、両者のアプローチにおいて、事後の業績に関する情報のレベル又は測定方法を企業が変更した場合、比較情報を修正再表示するよう要求すべきか。

ASBJ の対応方針

19. 本議題については、第 167 回 ASAF 対応専門委員会（2026 年 11 月 9 日開催）において審議を行っており、ASAF 会議では同専門委員会の審議を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

（持分法）

議題の概要

20. 本セッションでは、2027 年前半に公表予定の IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（2027 年改訂）の概要について、IASB スタッフから説明があるとされている。

ASBJ の対応方針

21. 本議題については、当委員会及び ASAF 対応専門委員会におけるこれまでの審議の状況を踏まえて適宜対応する予定である。そのため、当委員会において本日審議を行うことは予定していない。

（プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題）

議題の概要

22. 本セッションでは、2027 年 3 月 22 日及び 23 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論を行う。次回 ASAF 会議では、以下の議題が提案されている。

(1) 法人所得税ではない税金費用の表示

間もなく公表予定の「法人所得税ではない税金費用の表示」に関する公開草案について、ASAF メンバーからの予備的な見解を求めるとされている。この公開草案では、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の修正が提案される予定とされている。

(2) 資本の特徴を有する金融商品

「資本の特徴を有する金融商品」に関する公開草案のうち、分類についての論点に関連する開示及び経過措置についての提案内容、それに対するフィードバック及び暫定決定を総括した上で、IASB が最終基準の作成にあたり、留意すべき追加的な考慮事項や意図しない影響があるかどうかについて、ASAF メンバーの見解を求めるとされている。

(3) IFRS 第 9 号の適用後レビュー ― ヘッジ会計及びリスク軽減会計

ヘッジ会計についての情報要請及びリスク軽減会計における公開草案への対応経験を踏まえ、IASB がこれらに対するフィードバックを分析する際、両者の相互関係についてどのように検討すべきか、ASAF メンバーの見解を求めるとされている。

(4) IFRS 第 17 号「保険契約」に関する適用後レビュー（暫定的）

今後の適用後レビューにおける意見募集の対象となる事項を特定するため、本セッションを IASB と利害関係者とのアウトリーチの一環として行うとされている。ただし、次回の ASAF 会議までに、IASB が当該プロジェクトの作業計画への追加を承認することが条件とされている。

以　上